

○ 生活保護法による住宅扶助(契約更新料等)の特例的取扱い承認自治体

自治体名	特例的取扱い(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)のクにいう「オに定める額」に乗じる額)
群馬県	1.5を乗じた額
埼玉県	1.5を乗じた額
千葉県	1.5を乗じた額
東京都	1.5を乗じた額
滋賀県	2.0を乗じた額
横浜市	1.5を乗じた額
京都市	2.0を乗じた額
前橋市	1.5を乗じた額
高崎市	1.5を乗じた額
船橋市	1.5を乗じた額
柏市	1.5を乗じた額
大津市	2.0を乗じた額